

令和3年11月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月1日	11月16日	<p>避難行動要支援者等への宿泊費補助について</p> <p>1. 居住要件: テレビ等の避難情報は、「沼津市〇〇地区のハザードマップ区域内にお住まいの方」とは報道していません。単に「沼津市〇〇地区にお住まいの方」への情報です。ハザードマップの周知がなされていない現状を見れば、対象者の範囲が狭い(ハードルが高い)→ハザードマップ区域内という要件はなくすべきです。</p> <p>2. 属性要件: ①～⑤⑦⑧は、避難行動要支援者名簿への登録の有無には拘わらないとの認識で良いですか? ご近所(世間体)を気にしてか、名簿登録にちゅうちよする方(家族)が多いです。(潜在的災害弱者有り)</p> <p>一方で⑥は名簿記載を条件としているので賢明ですネ、コロナ禍の持続化給付金不正受給のようなことがない様をお願いします。(但し補助金申請者と市指定宿泊施設が通謀して虚偽の申請をした場合は防げないですか)</p> <p>3. 提言</p> <p>①居住要件: 避難情報が発令された地区にお住まいの避難者が対象で良いのではないですか?</p> <p>②属性要件: ⑥を除いて名簿登録の有無を問わないということであれば妥当と考えます。</p> <p>③ ①かつ②の両方の要件を満たした方(世帯)のみ補助対象とするには、ハードルが高すぎると考えます。(住基台帳上、実際にどの位の人数が対象になるのか調べましたか?)</p> <p>※居住要件・属性要件のどちらか一方を満たせば補助対象者とすべきです。</p> <p>令和1年10月の台風19号でのある地区センターでの混乱状況(避難者多数押しかけた)を見れば、その回避策の一助となりうる制度だと思います。</p> <p>実効性(住民が利用し易い)の高い仕組み(制度)であることを期待し、要件の改正を強く要望します。宜しくお願いします。</p>	<p>本市では、風水害から命を守る手段として、避難所のみならず知人・親類宅等への避難や、自宅の高い場所へ避難する垂直避難を呼びかけております。</p> <p>「避難行動要支援者等宿泊施設利用料補助」の制度については、新型コロナウイルス感染症対策として、風水害時に特に配慮が必要とされる避難行動要支援者等の皆様の避難所での密集を避け、より環境の良好な宿泊施設への分散避難を促進するために開始しました。</p> <p>居住要件については、「沼津市洪水ハザードマップ」の洪水浸水想定区域か、「沼津市土砂災害ハザードマップ」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内のいずれかにお住まいの方であります。</p> <p>これら市のハザードマップについては、該当する地区の皆様にも全戸配布し、市ホームページにも掲載し周知を行っているところであります。</p> <p>ご提言にあります、属性要件の①要介護3から5まで②身体障害者手帳1級または2級③療育手帳A④精神障害者保健福祉手帳1級⑤特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証を所持する方、⑦妊産婦⑧1歳未満の方については、避難行動要支援者名簿への記載の有無は問いません。</p> <p>本制度の開始にあたっては、令和2年4月1日現在の市内の避難行動要支援者数約8,800人のうち、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に在住する避難行動要支援者を約3,800人、これに妊産婦と乳児約2,400人を加算した合計約6,200人を対象者と推計し、対象となる市の宿泊施設の部屋数約1,700室のうち、稼働率を50%とした場合の約850室を避難行動要支援者とその同行者が利用すると想定しております。</p> <p>来年度以降の運用につきましては、対象となる市の宿泊施設の部屋数に限りがあることなど、いくつかの課題を整理しながら、今回いただいたご意見等を踏まえ検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>今後も引き続き本市の防災行政へのご理解・ご協力をよろしくお願いたします。</p>	危機管理課
11月2日	11月12日	<p>沼津市岡宮の臭い</p> <p>今年8月にも意見はあったようですが、何も改善されていないと思います。</p> <p>朝早い時間、夕方、夜と、頻繁に臭いが漂い、部屋にも臭いが入ってくる日もあります。</p> <p>窓も開けられません。</p> <p>いい加減、どうにかありませんか? 市民はこれだけ訴えているのに、どうして動いていただけないのですか?</p> <p>臭気数値、きちんと計って下さい。そして、市民に報告をして下さい。</p> <p>こちらも、臭う日時を記録に残します。</p>	<p>市では、悪臭の発生源と考えられる畜産農場において定期的に臭気測定を行っています。</p> <p>測定は、専門業者に委託し環境省が定める規定の方法(三点比較式臭袋法)で行っており、検体は切り返しと呼ばれる堆肥を発酵させる作業に合わせて、市職員立会いのもと採取しています。</p> <p>また、今年度、夜間に強い臭気を感じるなどの苦情もいただいていることから、日中だけでなく夜間にも臭気測定を実施するとともに、悪臭の原因物質を特定するため臭気の成分分析も併せて実施する予定です。</p> <p>臭気測定結果につきましては、市ホームページ等での公開に向けて検討してまいります。</p> <p>畜産業の性質上、臭気の発生そのものは避けられませんが、県や市の農業関連部署と連携して、事業者にはさらなる対策を求め、臭気を抑制するよう引き続き指導・助言を行ってまいります。</p>	環境政策課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
11月4日	11月19日	<p>図書館の貸出冊数について</p> <p>昨年、東京文京区より転居してきました。沼津市の手厚い子育てサービスには、大変満足しております。</p> <p>図書館も立派で蔵書が多く、特にOxford Reading Treeをはじめとした英語多読コーナーには目を見張るものがありました。子供が興味を示し、続刊も読みたいと希望を出したところ、すぐに入荷を決めて頂き、有難う御座います。</p> <p>一つだけご検討頂ければ幸いなのですが、自宅が図書館から遠く、頻繁には通えません。コロナ時は1人20冊まで貸出して頂きましたが、今日から10冊に減ってしまうと聞き、残念に思っております。以前の文京区では、1人30冊まで貸出可能でした。</p> <p>職員様方の人数や業務もおありだとは思いますが、是非貸出冊数の上限を引き続き20冊に継続して頂けないでしょうか。どうぞ宜しくお願い致します。</p>	<p>本市の図書館では、「沼津市図書館条例施行規則」により、1人1回当たりの貸出数を、図書・雑誌10冊まで、視聴覚資料3点までと定めております。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年4月の緊急事態宣言による休館明けの5月から、図書館内での滞在時間を30分までとお願いする代わりに、ご自宅でゆっくり読書を楽しんでいただくため、特別措置として図書・雑誌を20冊まで、視聴覚資料を6点までと、通常の2倍の貸出点数といたしました。</p> <p>その後、令和3年9月末の、緊急事態宣言の解除に伴い、図書館サービスを段階的ではありますが、元の状態に戻していく中で広く市民の皆さまにご利用いただくため、貸出点数を以前の冊点数に戻したものです。</p> <p>貸出点数は元通りとしましたが、館内の30分利用制限時間の撤廃、イベントやおはなし会、AVブースの利用再開等、コロナ禍以前のようなサービスを提供すると共に、引き続き、来館する方が安全・安心な利用が出来るように、返却時の本の消毒作業等、しっかりと対策を立てながら、業務に当たってまいります。</p> <p>なお、図書貸出しの利便性向上に向けて、市内16か所にある地区センター図書室において、本館や他の地区センター図書室に所蔵のある本を予約をして取り寄せ、最寄りの地区センター図書室で借りることができますので、ぜひ、お近くの地区センター図書室もご利用ください。</p> <p>これからも、市民の皆様のご意見を伺いながら、親しみやすい図書館を目指してまいりますので、何卒よろしくお願いたします。</p>	図書館
11月4日	11月12日	<p>本田町西交差点について</p> <p>本田町西交差点(のぼり道、サインズの前)で、リコー通の方に曲がってくる車が、自転車用道路に間違えて入っているのを何回も見えています。新しく交差点が変わりまだ認知度が低いこともあると思いますが、県外ナンバーも間違えていました。危険なので、オレンジ色のポールを増やすなどし、車が侵入できない構造にしてほしいです。</p>	<p>ご指摘があった交差点は、都市計画道路納米里本田町線の道路拡幅工事に合わせ、道路両側に自転車専用通行帯を整備したものです。早速、現地確認を行いましたところ、ご指摘のとおり交差点部の自転車専用通行帯の開口部が広く、のぼり道通りより曲がった時に誤進入の恐れがあることから、誤進入防止のためポストコーンを早急に設置し対応いたします。</p>	道路建設課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月8日	11月24日	<p>広報ぬまづの活字について 高齢者のパソコンができない人達の割合がどの程度か解らないがアドレスで検索しろとかホームページで見るとの言葉、案内を聞くが、それが出来ない老人にとって、今どきの様なことが話されどどのような方向に有るのか全く解らないことが多いと思うのは私一人だけだろうか。近隣の市町が発展している様子、住み良いとのことで住居を選ぶ人達のことなど沢山聞かえてくる。 沼津でも色々な対策は考えられていると思うが、広報だけが唯一の情報を得る者として広報制作者の目線だけでなく弱者に対する思いやりとして広報の一頁だけでも老人むけに大きな活字で解りやすく説明するなどの心配りがあっても良いではないか？ 時代の流れについて行けない老人の独り言だろうか？ 沼津発展の為努力してくれることを願い応援しています。</p> <p>11月1日号 沼津百選 漁撈用具 説明文 何人が読めるかな</p>	<p>広報ぬまづは、市政情報を幅広く市民の皆様にお伝えする役割を担っています。そのため、限られた紙面の中で多くの情報を効率的に発信する必要があることから、掲載する内容は要約し、詳細についてはホームページ等で確認していただいております。 ご意見にありましたように、インターネット等の使用が困難ということであれば、紙面に記載の問い合わせ窓口において詳しく説明させていただきますので、お手数ですがお電話等でお問い合わせいただければと思います。 また活字の大きさにつきましては、巻頭特集や裏表紙などを除いて、新聞で使われている活字と同程度の大きさのものを使用するとともに、どなたにも識別しやすい「ユニバーサルデザインフォント」という文字の形を採用しています。 さらに、今年度につきましては、15日号の見開きページで、市が市民の皆様を知っていただきたい旬の情報を端的にまとめた「直撃シリーズ」を掲載しています。こちらは、特にシニアの方々に読んでいただくことを念頭に、通常より大きな活字を使用し、紙面も写真や絵を中心としたシンプルなものにしています。 今後も、広報ぬまづを多くの市民の皆様にご覧いただけるよう、見やすさや読みやすさに配慮した紙面づくりに努めてまいります。</p>	広報課
11月11日	11月29日	<p>小学生の修学旅行 夏の第5波で市内の小学校は二学期中の宿泊を伴う行事がなくなり、修学旅行が日帰りになりました。しかしここ最近のニュースを見てると全国で修学旅行が再開され、各地で年末から年明けまで修学旅行の予約で一杯だそうです。昨日も子供たちの嬉しそうな映像が流れていました。 翻って沼津の今の6年生は昨年自然教室も日帰りとなり、一度も宿泊学習を経験していません。非日常体験から得られるものは何物にも代えがたいものがあり、子供の成長過程に大きな財産となります。このままではこうした体験の空白の世代となってしまうこの世代にも、等しく経験をさせてあげるべく、3学期に宿泊を伴う学習を検討していただけませんか？ 具体的には、修学旅行を二度やるわけにもいかないと思いますので、卒業旅行を宿泊にしてあげるのはいかがでしょうか。宿泊先は別に遠くである必要はなく、長岡や熱海伊東で十分かと思えます。万一の体調不良時の対応も可能というメリットもあります。 この2年、あらゆるイベント行事が中止となり、子供たちに諦めや無力感が増大しているとの報道もあります。10万円給付などにお金を使うのではなく、子供たちのためにそうしたことに力を注いであげる沼津市であってほしいと、思っています。</p>	<p>日頃より本市学校教育に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。 本市各小中学校においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に最大限の留意をしつつ、学びを止めない取組を進めております。 皆様の感染拡大防止に対する御協力により、おかげさまで学校ではクラスター等は発生しておりません。改めて感謝申し上げます。 こうした中、修学旅行についても、その体験が学校生活における大切な節目の記憶となり、卒業後の進路等にも影響を与えるものであることから、各小中学校においては、感染状況の変化にも迅速に対応しつつ可能な限り実施する方法として、旅行内容にも工夫をこらし、「日帰り」による方法を選択しております。 教育委員会といたしましては、宿泊体験も、集団生活におけるマナーや他者への配慮等を学ぶ機会として大変重要であると認識しておりますが、現在新型コロナウイルス感染症の「第6波」の発生が懸念されていることから、宿泊を伴う行事の実施に関する各学校の判断に対して、感染状況の情報提供等を通じて必要な支援をしてまいります。 引き続き御理解・御協力の程よろしくお願いたします。</p>	学校教育課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月16日	12月2日	<p>夜21時の放送 毎日夜の21時にサイレンと放送が鳴りますが、一度寝た子供が泣いて起きてその後も泣き続け毎日大変でノイローゼになりそうです。シャッターを閉めるなど対策はしていますが音が大きすぎて意味がありません。火事対策として必要な事かと思いますが、夜の21時でなければいけないのでしょうか。大抵の小さい子供は寝ている時間です。1時間早める等出来ないのでしょうか。引っ越しをするにも時間がかかります。もう少し市民の生活を具体的に考えた方が良くないのでしょうか。</p>	<p>沼津市消防団について、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘いただいたサイレンにつきましては、春と秋の全国火災予防運動期間中に火災予防を推進するための取組として各地域の消防団が吹鳴しているものです。</p> <p>サイレンの吹鳴につきましては、各地域の消防団と自治会が協議を行い、吹鳴時間等をそれぞれ決めており、令和3年11月11日現在、沼津市消防団40箇分団のうち、22箇分団が朝と夜に吹鳴、7箇分団が夜のみ吹鳴、残る11箇分団は吹鳴を行っていません。</p> <p>各地域の慣習等もあり、沼津市消防団全体でサイレン吹鳴について統一することは困難ではありますが、ご指摘いただいたご意見を伝え、引き続き、消防団幹部と各自治会で協議を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	危機管理課
11月17日	12月2日	<p>学校における日焼け止めの使用について 日頃より大変お世話になっております。 先日家庭内で日焼け止めの使用についての話題が出た時に市内の学校に通っている家族の者から「学校で日焼け止めを使っはいけないと先生から言われた」「日光アレルギーのクラスメイトの身体に蕁麻疹ができて可哀想だった」という話が出ました。 確かに、私たち大人が子供の頃は日焼け止めの重要性はあまり語られず、美容目的での使用が多く、トラブルの元になることから不用物として扱われていたのは仕方がないことだと思います。しかし、近年では皮膚科医も肌の健康を守るという観点から幼少期からの日焼け止めの使用を推奨しています。 もしかしたら私の家族の者が通っている学校のみがそういう教育方針なのかもしれませんが、ぜひとも市内の学校全体でこの件について話題を上げていただき、できれば日焼け止めを使用したい生徒は先生に申し出るなどして日焼け止めの使用を許可していただくと助かります。</p>	<p>日頃より本市学校教育に御理解をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、日焼け止めの使用については、美容目的だけでなく、皮膚疾患の原因となる紫外線から身体を保護する上で有効なものとされており、そのため、各学校においては、アレルギー疾患をお持ちの児童生徒等が学校で生活する上で、その使用が必要と認められる場合には、日焼け止めの持ち込みを認めております。</p> <p>教育委員会といたしましては、学校への私物の持ち込みについては、私物の種類ごとに学業への影響等を考慮した判断が必要であるものと考えておりますが、健康管理上必要なものについては個別に持ち込みができるよう、各学校に指導助言を行ってまいります。</p> <p>ご理解の程よろしくをお願いいたします。</p>	学校教育課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月24日	12月15日	<p>消防団について</p> <p>○消防団の活動全体的に反対です。</p> <p>○入団前は出れる時で良いとお話でしたが、このところお披露目のために操法の訓練を覚えるため毎週集まりましょうと同調圧力が増してきました。正直、自分は夜警や日頃の備品の点検の参加なら止む得ないと思って可能な時だけの参加のつもりでした。</p> <p>○自分の家はフォローしてくる両親がいなく、妻子持ちの家庭なので、人の人生と生活を抱える福祉の本業と家庭で手一杯です。</p> <p>○自分の話所は、年上の後輩には買物時に先輩(年下)の財布を持たしたり、挨拶の方法や吸った煙草は吸わない人間に片付けさせたり、操法では、本番では使わない動き方、消防車への乗り方、降り方を覚えさせて、本番じゃなく、地元やお偉いさんへのお披露目や大会のため。そんなために家庭への時間や夜遅くまでやらせて、本業や家庭に差し支えます。</p> <p>活動終わったら早く帰って寝て明日に備えたいのに22時、23時までダラダラして頭おかしいです。教える側も皆バラバラでズレが生じてます。明らかに必要性、効率性考えて悪いです。こんなことを毎年 教える人、教わる人の確保を考えると誰が大変か明白です。毎年、新人が集まらないとききます。だから悪循環で集まらないです。出初式含めお披露目や操法は不要です。要らない技術、早朝から集められ参加する出初式、地元のみせるお披露目は団員の休みを削り、一部の自己満足にしか思えません。真面目な人や責任感ある人はかえって精神的にまいってしまいそうです。現に自分もおかしくなりそうです。</p> <p>全国的にも、消防団で人が亡くなっています。また消防団を廃止する自治体もあります。お金の管理が不明な消防団時間を削る消防団はなくてほしいです。</p> <p>提案として、操法、出初め式、お披露目は廃止。やりたい団員だけにしてほしい。</p> <p>※消防署から各話所に任意での参加を促していますが、やりたくない人の意見を尊重されてません。火事があると団員は話所集まり一定のメンバーが揃わないと出動できません。</p> <p>各町内に3〜4名くらい火災場所の確認する人を確保。初期消火また避難誘導、火災の有無くらいは民間人でもできます。</p> <p>消防団だと結局火事じゃなくて大丈夫だったケースが多く二度手間、非効率。</p> <p>消火栓等の点検も町内でやれば早いです。</p> <p>いち早く消防団の改善、おかしな環境、人が集まらない 解決をお願いします。</p>	<p>平素は消防団活動にご尽力いただき、感謝申し上げます。 また、消防団活動に対する貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>消防団は地域防災の中核を担う存在として、地域住民の安全・安心の確保のために欠かせない存在となっており、本年7月及び8月に発生した大雨による災害におきましても、救出活動をはじめ、避難広報や警戒活動を行っていただくなど、本市の地域防災にとつて欠くことのできない存在となっております。</p> <p>ご意見にありました、消防団活動への参加につきましては、各団員の職業や家庭環境等が異なることから、消防団幹部に対して、各団員の事情を考慮し、一律に消防団活動への参加を強制しないよう依頼しているところです。</p> <p>また、消防操法大会につきましても、「消防操法大会を前提とした訓練が団員に大きな負担となっている」、「消防団活動は厳しく負担が重い」等の意見を受け、現在、国や県で消防操法大会のあり方について、検討を行っております。</p> <p>消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、消火活動における基礎的な動作をまとめた消防操法は、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するために重要なものとなっております。</p> <p>本市消防団につきましても、団員の安全確保を目的とした最低限の訓練の必要性はあると存じますが、ブロック大会等のいわゆる「消防操法大会」の開催に代えて、実際の災害に即した装備や内容による「方面隊合同訓練」や常備消防との合同訓練を実施するよう、今後も消防団幹部に依頼してまいります。</p> <p>いただいた意見につきましては、消防団幹部と共有し、今後も各団員が無理なく活動することができる環境を整えるべく努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	危機管理課
11月26日	12月6日	<p>御用邸について</p> <p>御用邸でのお茶会について全室お借りする際、入口のお部屋もお借りし来られる方々のお待ちいただくお部屋に使用しましたが、指定管理者の部屋になっているとの事でしたが沼津市はご存知ですか？それはどういう事ですか？「栗名月」もまた考えなおして頂けたらと思います。</p>	<p>日頃から沼津御用邸記念公園をご利用いただき、ありがとうございます。今回のお問合せを受け、公園の指定管理者への聞き取り・事実確認を行いました。</p> <p>①東附属邸の車寄せ横の「応接室」の供用について お問合せのあった「入口のお部屋」は、車寄せ(主玄関)の隣にある「応接室」のことと存じます。今回のお問合せを受け、指定管理者に確認したところ、たしかに「応接室は指定管理者の事務所として使用しているため、貸出できない」と伝え、応接室の供用を停止していたことを確認しました。また、指定管理者からは「応接室には条例で貸室料金が設定されていないため、貸出対象ではないと認識していた」との説明も受けました。</p> <p>この点について、市では、応接室は玄関やトイレと同様の共用部分であり、東附属邸の利用者様なら誰でも別途料金を支払わずに利用できる場所と認識しています。また、指定管理者の事務所は東附属邸の中に別に設けてあり、応接室を事務所として使用している実態はありません。</p> <p>応接室の供用を停止していたこと、お客様に対する案内の仕方も不適切であったことから、市から指定管理者に対して指導を行うこととし、「応接室は共用部分として誰でも利用できる状態にしておくこと。不適切な案内をした利用者様に対しては、発言を撤回し丁寧に謝罪すること。」との指示をいたしました。</p> <p>②指定管理者の自主事業「栗名月の宴」について 有料で能の演技や特製料理を提供する「栗名月の宴」は、東附属邸を活用する自主事業として、指定管理者の発案で行われているものです。民間企業のノウハウやアイデアによって公共施設の活用を図ることが、指定管理者制度の目的の一つであるため、自主事業についても指定管理者の裁量(アイデア)を尊重しています。</p> <p>この度は、ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。</p> <p>市といたしましても、指定管理者との連携を密にし、利用者様が気持ち良くご利用いただけるよう努めてまいりますので、引き続きご利用いただきますよう、よろしくお願いたします。</p>	緑地公園課